1. 貸倒損失

|  |
| --- |
|  |
| 約束手形の流れ(実務編)   1. 売掛金の回収 2. 手形債権の請求 3. 売掛債権の請求 4. 弁済金の支払い   管財人  ③　倒産   1. 支払拒絶 2. 呈示 3. 呈示   銀行   1. 買掛金の支払   (裏書)  手形の  振出人  仕入先  (所持人)  取引先  (第一裏書人)  当社  (第二裏書人)   1. 保証債務(手形)の求償権の行使 2. 弁済金の支払い 3. 当社は取引先より、売掛金の回収として手形を受け取った（受取手形／売掛金）。 4. 当社は仕入先へ買掛金の支払いとして、取引先より受け取った手形を裏書譲渡した（買掛金／受取手形）。 5. 取引先（及び手形の振出人）は、会社再生法の適用を受け、事実上、倒産した（仕訳なし）。 6. 仕入先は、当社より受け取った手形を指定金融機関へ呈示した（仕訳なし）。 7. 指定金融機関は、仕入先の呈示した手形について、支払いを拒絶した（仕訳なし）。 8. 当社は、管財人に対して売掛債権の請求を行った（仕訳なし）。 仕入先は、管財人に対して手形債権の請求を行った（仕訳なし）。 9. 当社は、管財人より、請求した売掛債権に対する弁済金を受け取った（普通預金／雑収入）。 仕入先は、管財人より、請求した手形債権に対する弁済金を受け取った。 10. 仕入先は、当社に対して手形代金に対する求償権を行使した（受取手形／買掛金）。 11. 当社は、手形債権及び売掛債権の回収可能性が消滅した（貸倒損失／受取手形，貸倒損失／売掛金）。  * 管財人に請求する債権のうち手形債権は、手形の最終所持人が行う。 * 当社は、売掛債権及び裏書譲渡した手形代金について、貸倒損失を計上する。 * 当社は、仕入先に対する債務の支払い義務を有する。 * 仕入先は、手形代金に対する求償権があるため、貸倒損失の計上は出来ない。 |